

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年10月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第37号

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第21条第1項第1号中「認めた」を「認める」に、「又は職業能力開発促進法」を「職業能力開発促進法」に、「の表に掲げる」を「に規定する」に、「若しくは職業能力開発促進法」を「同法」に、「職業能力開発促進法施行規則第36条の2」を「同省令第36条の2」に改め、「「総合大学校職業訓練」という。）を受ける者」の右に「又は公共職業能力開発施設に準じる施設において実施する教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下「教育訓練等」という。）として市長が定めるものを受ける者」を、「いう。）で」の右に「学資又は職業訓練若しくは教育訓練等に要する費用（「以下「を、学資等」の右に「」という。）」を加え、同条第2項第3号中「若しくは専修学校」を「専修学校」に、「又は公共職業能力開発施設」を「公共職業能力開発施設」に、「これ」を「これら」に改め、「受ける者」の右に「又は公共職業能力開発施設に準じる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者」を加え、同項第4号中「又は」を「、」に、「若しくは職業能力開発総合大学校」を「職業能力開発総合大学校」に改め、「総合大学校職業訓練を受ける者」の右に「又は公共職業能力開発施設に準じる施設において教育訓練等を受ける者（前号に掲げる者を除く。）」を加える。

第21条の9第1項第1号ア中「18,600,000円」を「17,350,000円」に改め、同項第2号ア中「13,020,000円」を「12,150,000円」に改め、同項第3号ア中「7,440,000円」を「6,950,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則（以下「改正

後の規則」という。) 第21条の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る就学援護金について適用し、同日前の期間に係る就学援護金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の規則第21条の9第1項の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた遺族特別援護金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた遺族特別援護金については、なお従前の例による。ただし、この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間に支給すべき事由が生じた遺族特別援護金に係る同項各号の規定の適用にあつては、同項第1号ア中「17,350,000円」とあるのは「17,950,000円」と、同項第2号ア中「12,150,000円」とあるのは「12,550,000円」と、同項第3号ア中「6,950,000円」とあるのは「7,200,000円」とする。

(行財政局人事部給与課)